

利尻富士町総合教育会議

資料

- 資料1 利尻富士町教育大綱に係る教育施策の推進状況 . . . P 1～ 2
- 資料2 利尻富士町教育大綱新旧対照表 P 3～ 7
- 資料3 利尻富士町教育大綱（改訂後） P 8～10
- 資料4 利尻富士町総合教育会議設置要綱 P 11～12

利尻富士町教育大綱に係る教育施策の推進状況(2018年度～2020年度)

基本指針	教育政策の目標	実施した主な施策
<p>1 社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進</p> <p>教育の役割は、子どもたちが夢や希望を持ち、自分の未来を切り拓いて生きていけるよう、基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせることにあります。このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」を育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現し社会で活かせる教育を進めます。</p>	<p>①小規模、少人数の特性を生かし、共に学びあう活動を通して、「確かな学力」「健康な体」を身に付ける教育を推進します。</p>	<p>○学習指導要領の着実な実施 ○全国学力・学習状況調査の実施及び検証 ○小中併置校整備に伴うへき地複式教育活動の推進 ○外国語指導助手（ALT）の配置による外国語教育及びコミュニケーション能力の推進 ○スポーツ機会の充実、わんぱくマラソン等各種大会の実施による体力づくりの機会創出 ○小学生・中学生の漢字・算数（数学）・英語検定受験料の助成（R2～ 小学生の英検対象拡大） ○小中併置校における中学校教科担任の小学校乗入授業の実施（R1～） ★利尻高校模擬試験への助成（R2～）</p>
	<p>②思いやりの心、規範意識や自然を愛する心などを通して、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。</p>	<p>○青少年健全育成事業（親子ふれあい歩こう会、夏休み・冬休みチャレンジ教室等）の実施 ○市町村間児童交流及びジュニアリーダー育成の実施</p>
	<p>③防災教育、ふるさと教育、環境教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育を推進します。</p>	<p>○HAC利尻島上空遊覧飛行体験 ○利尻高校ふるさと教育の支援協力（全島一周・利尻山登山） ○マクドナルド奨学資金、イングリッシュキャンプ等の実施 ○利尻漁業士会による出前授業への参加や中学生の職場体験 ★一日防災学校（教育）の実施（R2 鷺泊中） ※年1回1校</p>
	<p>④児童生徒の教育的ニーズに応じた、適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。</p>	<p>○特別支援学級の適正配置 ★特別支援教育支援員の増員及び適正配置（R2～ 登録制開始）</p>
	<p>⑤教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進します。</p>	<p>○教職員の研修機会の充実（ミドルリーダー講習会の実施等） ○コミュニティースクール（学校運営協議会）の設置・運営 ○働き方改革アクションプランの展開 ○不祥事等防止に向けた個人取組の設定及び共有（R1～）</p>
<p>2 安心・安全な教育環境の整備と支援の推進</p> <p>子供たちの健やかな成長を促すためには、安心して学べる場と安全な教育環境の整備が大切です。</p> <p>このため、町が有する教育施設や設備等をより効果的に活用するとともに、社会の変化に対応した教育施設や設備を計画的に整備して、安心・安全で質の高い教育環境の充実を図ります。</p>	<p>①教育施設・設備の充実に努めるとともに、その機能を高め効果的な活用を図ります。</p>	<p>○鬼脇小中併置校校舎・屋体・グラウンドの整備 ○学校庁用備品、義務教育備品、学校図書備品の整備 ○教職員住宅の整備 ○町防災部署との連携による学校備蓄資材（追加）及びWi-Fi環境の整備</p>
	<p>②良好で質の高い学びを実現するICT教育の充実に努めます。</p>	<p>○ICT環境（学校パソコン）整備 ○〃（無線環境）整備 ★GIGAスクール構想の推進（R2 高速ネットワーク整備及び1人1台端末整備） ★オンライン授業環境整備の推進（R2 機材購入、モバイルWi-Fiルーターの貸出し） ★プログラミング教育研修会の開催（R2 中止） ★利尻高校学習端末整備補助（R2）</p>
	<p>③保小中高とのスムーズな連結を図るとともに、小中併置校の連携教育の推進に努めます。</p>	<p>○学校間連携の推進（保小連携、小中連携、中高連携） ○学校経営方針に基づく小中併置校連携教育の推進</p>
	<p>④幼児の教育・保育の充実に努めるとともに、義務教育間への円滑な移行に努めます。</p>	<p>○特別支援教育連携協議会活動の推進 ○就学前検査（知能・検診）の実施・連携 等</p>
	<p>⑤その他</p>	<p>○児童生徒及び教職員の健康診断の実施 ○家庭の経済状況や地理的条件への対応として、就学援助・修学旅行費補助・中体(文)連大会出場費補助、育英資金の貸付等の実施 ○放課後子ども教室（ふじっこ）及び学校支援活動（絵本の読み聞かせ等）の実施 ○利尻高校通学費補助の実施 ★校務支援システム及びイントラグループウェアの導入、校務用プリンター及びPCソフトの整備（R2） ★スクール・サポート・スタッフの採用（R2.12月～）</p>

基本指針	教育政策の目標	実施した主な施策
<p>3 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興</p> <p>町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。</p> <p>このため、町民一人ひとりが豊かに学び、文化やスポーツを楽しむ環境を整えるとともに、地域を担う人材の育成を支援するために、効果的な事業の推進に努めます。</p>	<p>①町民一人ひとりが生涯にわたって学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。</p>	<p>○生涯学習体制の整備推進</p> <p>○公民館事業（各種教室・図書室運営・文化体育活動等）の推進 等</p> <p>★利尻富士町生涯学習推進計画（令和3～12年度）策定（R2）</p>
	<p>②地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。</p>	<p>○芸術文化鑑賞 劇団四季「こころの劇場」公演（R2 中止）</p> <p>○町文化協会、文化団体活動への支援 等</p>
	<p>③郷土の歴史を伝える文化財の保護・保存とともに、展示や情報発信に努めます。</p>	<p>○南浜獅子神楽保存会等の伝承活動への支援</p> <p>○町指定文化財の維持管理及び看板の多国語表記化の実施</p> <p>○沼浦海水浴場遺跡学術調査の実施・支援 等</p> <p>○文化財を活用した学び交流事業の推進</p> <p>★利尻しまじゅうエコミュージアムとの連携（R1～）</p>
	<p>④町民一人ひとりが健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを促進します。</p>	<p>○町体育協会への支援及び町スポーツ少年団の育成</p> <p>○スポーツ振興のための各種大会・教室等の実施 等</p>

○ 利尻富士町教育大綱（案）の新旧対照表

≪改定の趣旨と考え方≫

・平成27年度に策定、平成30年度に改定した利尻富士町教育大綱の計画期間が令和2年度（令和3年3月）をもって満了することに伴い、同大綱を改定するものです。

本町の最上位計画である、利尻富士町まちづくり創造総合計画における将来像「～ふるさとを魅力あふれる宝の島に～」の実現に向けた施策の大綱である「ふるさとを支える、人の魅力があふれるまち」を基本としつつ、誰もがいつまでも健康でいきいきと活躍できることを念頭におきながら、社会情勢の変化に対応する新たな視点及び国・道の教育施策を勘案して改定します。

≪改定の内容≫

- ・ 1 大綱の位置づけ ～ 各計画の実施期間を修正
- ・ 2 実施期間 ～ 2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度）までの3年間。
- ・ 3 利尻富士町が目指す教育 ～ 時代背景等近年の潮流の変化に伴う軽微な文言修正。
- ・ 4 具体的な基本指針 ～ 基本指針は3項目、それぞれの教育政策の目標については3～5項目とし、社会情勢の変化に対応する視点及び国・道の教育施策を勘案した内容の修正。

改 定 後	改 定 前
<p>1 利尻富士町教育大綱の位置づけ</p> <p>利尻富士町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「利尻富士町まちづくり創造総合計画」（2018年度～2027年度）、「利尻富士町学校教育推進計画」（2019年度～2023年度）、「利尻富士町生涯学習推進計画」<u>（令和3年度～令和12年度）</u>、「利尻富士町子ども・子育て支援事業計画」<u>（令和2年度～令和6年度）</u>をもとに定めるものです。</p>	<p>1 利尻富士町教育大綱の位置づけ</p> <p>利尻富士町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「利尻富士町まちづくり創造総合計画」（2018年度～2027年度）、「利尻富士町学校教育推進計画」（2019年度～2023年度）、「利尻富士町生涯学習推進計画」<u>（平成23年度～平成32年度）</u>、「利尻富士町子ども・子育て支援事業計画」<u>（平成27年度～平成31年度）</u>をもとに定めるものです。</p>

改 定 後	改 定 前
<p>この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整したうえで策定するものです。</p> <p>2 大綱の実施期間 大綱の実施期間は、2021 年度～2023 年度までの3年間としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。</p> <p>3 利尻富士町が目指す教育 <u>近年の教育行政を取り巻く環境及び社会情勢が急激に変化する時代の中で、子供たち一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、学習意欲や人権感覚を持ち、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人間性、健やかな体を備え、主体的に考え行動できるよう、その資質・能力を育成することが求められています。</u></p> <p>本町で育つ子供たちには、これらの社会情勢の変化に対応し、自らの未来を切り拓いて生き抜いていくための基礎的な力を身に付けさせなければなりません。そのためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、子供たちの学力・体力の向上や心の教育の充実を図る必要があります。本町の未来を担う子供たちが、自然を愛する豊かな心と高い知性を持ち、21 世紀を切り拓くたくましい子供を育てる学校教育の充実と、明日を担う心豊かな人づくりと文化を育むまちに向けた取組を推進していきます。</p>	<p>この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整したうえで策定するものです。</p> <p>2 大綱の実施期間 大綱の実施期間は、2018 年度～2020 年度までの3年間としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。</p> <p>3 利尻富士町が目指す教育 <u>今日、少子高齢化や情報化、グローバル化の進展など社会環境の急速な変化に伴い、子ども達の規範意識や倫理観の低下、人間関係の希薄化に伴う社会性の未発達さなどが全国的な教育課題となっています。</u></p> <p>本町で育つ子ども達には、これらの社会情勢の変化に対応し、自らの未来を切り拓いて生きていくための基礎的な力を身に付けさせなければなりません。そのためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、児童生徒の学力・体力の向上や心の教育の充実を図る必要があります。本町の未来を担う児童生徒が、自然を愛する豊かな心と高い知性を持ち、21 世紀を切り拓くたくましい子どもを育てる学校教育の充実と、明日を担う心豊かな人づくりと文化を育むまちに向けた取組を推進していきます。</p>

改定後

4 具体的な基本指針

1. **未来を生き抜く子供の育成**
2. **子供の学びを支える**教育環境の整備と支援の推進
3. 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

基本指針 1 未来を生き抜く子供の育成

教育の役割は、子供たちが夢や希望を持ち、自分の未来を切り拓いて生きていけるよう、基礎的・基本的な知識や技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力や学習意欲の向上が図られる取組の実現が必要となります。

このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携・協働し、「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」を育み、子供たちが主体的に判断し行動できる「力」を育む教育を推進します。

〇個に応じた指導「個別最適な学び」の充実を図り、基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、「確かな学力」「健康な体」を身に付ける教育を推進します。

〇ICT環境の活用等による学習基盤となる資質・能力の確実な育成と多様な興味・関心に応じた学習意欲を高める教育を推進します。

〇防災教育、ふるさと教育、環境教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動により、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。

〇児童生徒の特性・教育的ニーズに応じた、適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。

〇教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進します。

改定前

4 具体的な基本指針

1. **社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進**
2. **安心・安全な**教育環境の整備と支援の推進
3. 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

基本指針 1 社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進

教育の役割は、子どもたちが夢や希望を持ち、自分の未来を切り拓いて生きていけるよう、基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせることにあります。

このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携_____し、「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」を育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現し社会で活かせる教育を進めます。

〇小規模、少人数の特性を生かし、共に学びあう活動を通して、_____「確かな学力」「健康な体」を身に付ける教育を推進します。

〇思いやりの心、規範意識や自然を愛する心などを通して、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。

〇防災教育、ふるさと教育、環境教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育を推進します。

〇児童生徒の_____教育的ニーズに応じた、適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。

〇教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進します。

改定後

基本指針 2 子供の学びを支える教育環境の整備と支援の推進

子供たちの健やかな成長を促すためには、安心して学べる場と安全な教育環境の整備が**重要**です。

このため、町が有する教育施設や設備等をより効果的に活用するとともに、社会の変化に対応した教育施設や設備を計画的に整備して、安心・安全で質の高い教育環境の充実を図ります。

○教育施設・設備の充実に努めるとともに、働き方改革を推進し、教職員がゆとりを持って子供たちと向き合える環境を整備し、効果的・効率的な学校運営の充実を図ります。

○OGIGAスクール構想を一層推進し、ICTを効果的に活用した学習活動ができる環境整備に努めます。

○保・小・中・高間での密接な連携を図り、円滑な移行を図るとともに、継続した教育の推進に努めます。

○小・中間の一層の連携と義務教育9年間を通じた教育課程、指導体制、教職員の養成等のあり方について、一体的に検討を進めます。

基本指針 3 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

多様化する学びの時代を迎え、町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、趣味や教養、スポーツ、交流活動など自己実現のための時間を持つとともに、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。

このため、町民一人**一人**が豊かに学び、文化やスポーツを楽しむ環境を整

改定前

基本指針 2 安心・安全な教育環境の整備と支援の推進

子供たちの健やかな成長を促すためには、安心して学べる場と安全な教育環境の整備が**大切**です。

このため、町が有する教育施設や設備等をより効果的に活用するとともに、社会の変化に対応した教育施設や設備を計画的に整備して、安心・安全で質の高い教育環境の充実を図ります。

○教育施設・設備の充実に努めるとともに、その機能を高め効果的な活用を図ります。

○良好で質の高い学びを実現するICT教育の充実に努めます。

○保小中高とのスムーズな連結を図るとともに、小中併置校の連携教育の推進に努めます。

○幼児の教育・保育の充実を図るとともに、義務教育間への円滑な移行に努めます。

基本指針 3 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、

生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。

このため、町民一人**ひとり**が豊かに学び、文化やスポーツを楽しむ環境を整

改定後

えるとともに、その活動や地域の担い手育成を支援するために、効果的な事業の推進に努めます。

【削る】

- 地域に根ざした芸術・文化活動を推進するために、活動への支援や担い手育成の場、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。
- 郷土の歴史を伝える文化遺産の保全とともに、調査による掘り起こしや講座・展示等の情報発信に努めます。
- 町民一人 一人 が健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを推進するために、活動への支援や担い手育成の場を提供します。

改定前

えるとともに、地域を担う人材の 育成を支援するために、効果的な事業の推進に努めます。

○町民一人ひとりが生涯にわたって学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。

- 地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、
_____優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。
- 郷土の歴史を伝える文化財の保護・保存とともに、展示や
_____情報発信に努めます。
- 町民一人 ひとり が健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを促進しま
す。

利尻富士町教育大綱

1 利尻富士町教育大綱の位置づけ

利尻富士町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「利尻富士町まちづくり創造総合計画」（2018年度～2027年度）、「利尻富士町学校教育推進計画」（2019年度～2023年度）、「利尻富士町生涯学習推進計画」（令和3年度～令和12年度）、「利尻富士町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）をもとに定めるものです。

この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整したうえで策定するものです。

2 大綱の実施期間

大綱の実施期間は、2021年度～2023年度までの3年間としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。

3 利尻富士町が目指す教育

近年の教育行政を取り巻く環境及び社会情勢が急激に変化する時代の中で、子供たち一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、学習意欲や人権感覚を持ち、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人間性、健やかな体を備え、主体的に考え行動できるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

本町で育つ子供たちには、これらの社会情勢の変化に対応し、自らの未来を切り拓いて生き抜いていくための基礎的な力を身に付けさせなければなりません。そのためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、子供たちの学力・体力の向上や心の教育の充実を図る必要があります。本町の未来を担う子供たちが、自然を愛する豊かな心と高い知性を持ち、21世紀を切り拓くたくましい子供を育てる学校教育の充実と、明日を担う心豊かな人づくりと文化を育むまちに向けた取組を推進していきます。

4 具体的な基本指針

1. 未来を生き抜く子供の育成
2. 子供の学びを支える教育環境の整備と支援の推進
3. 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

基本指針 1 未来を生き抜く子供の育成

教育の役割は、子供たちが夢や希望を持ち、自分の未来を切り拓いて生き抜いていけるよう、基礎的・基本的な知識や技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力や学習意欲の向上が図られる取組の実現が必要となります。

このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携・協働し、「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」を育み、子供たちが主体的に判断し行動できる「力」を育む教育を推進します。

- 個に応じた指導「個別最適な学び」の充実を図り、基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、「確かな学力」「健康な体」を身に付ける教育を推進します。
- ICT環境の活用等による学習基盤となる資質・能力の確実な育成と多様な興味・関心に応じた学習意欲を高める教育を推進します。
- 防災教育、ふるさと教育、環境教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動により、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。
- 児童生徒の特性・教育的ニーズに応じた、適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。
- 教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進します。

基本指針 2 子供の学びを支える教育環境の整備と支援の推進

子供たちの健やかな成長を促すためには、安心して学べる場と安全な教育環境の整備が重要です。

このため、町が有する教育施設や設備等をより効果的に活用するとともに、社会の変化に対応した教育施設や設備を計画的に整備して、安心・安全で質の高い教育環境の充実を図ります。

- 教育施設・設備の充実に努めるとともに、働き方改革を推進し、教職員がゆとりを持って子供たちと向き合える環境を整備し、効果的・効率的な学校運営の充実を図ります。
- GIGAスクール構想を一層推進し、ICTを効果的に活用した学習活動ができる環境整備に努めます。
- 保・小・中・高間での密接な連携を図り、円滑な移行を図るとともに、継続した教育の推進に努めます。
- 小・中間の一層の連携と義務教育9年間を通じた教育課程、指導体制、教職員の養成等のあり方について、一体的に検討を進めます。

基本指針 3 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

多様化する学びの時代を迎え、町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、趣味や教養、スポーツ、交流活動など自己実現のための時間を持つとともに、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。

このため、町民一人一人が豊かに学び、文化やスポーツを楽しむ環境を整えるとともに、その活動や地域の担い手育成を支援するために、効果的な事業の推進に努めます。

- 地域に根ざした芸術・文化活動を推進するために、活動への支援や担い手育成の場、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。
- 郷土の歴史を伝える文化遺産の保全とともに、調査による掘り起こしや講座・展示等の情報発信に努めます。
- 町民一人一人が健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを推進するために、活動への支援や担い手育成の場を提供します。

○利尻富士町総合教育会議設置要綱

平成28年2月4日訓令第1号

利尻富士町総合教育会議設置要綱

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）

第1条の4第1項の規定に基づき、利尻富士町の教育に資するため、利尻富士町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 利尻富士町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 利尻富士町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議の議長は、町長をもって充てる。

(意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成および公表)

第7条 総合教育会議は、総合教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書きの規定の場合にあつては、この限りではない。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の事務局は、総務課において処理する。ただし、総合教育会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月4日から施行する。